

古賀市地域活動サポーターセンター運営委員名簿（令和2年7月1日～令和4年6月30日）

	区分	氏名	所属
1	地域における生活支援及び介護予防を推進する者	柳武 繁行	古賀市介護予防サポーター
2		森本 幸代	古賀市食生活改善推進会
3		大須賀 理恵子	古賀市健康づくり推進員
4	地域支え合い協議体の委員	三木 貞	古賀市民生委員・児童委員協議会
5		青柳 清隆	古賀市福祉会連絡会
6	介護保険事業に高い識見を有する者	山田 小織	福岡女学院看護大学
7		坂本 直大	在宅医療介護連携協議会コスモスネット委員
8		真鍋 憲司	在宅医療介護連携協議会コスモスネット委員
9		結城 俊子	古賀市まちづくり基本条例検証委員
10		玖島 昭二郎	元花鶴丘2丁目3区長

令和2年度 古賀市保健福祉部 介護支援課 職員体制

保健福祉部
【部長】 野村 哲也

介護支援課
【課長】 星野 美香

介護保険係
介護保険に関すること

介護予防係
高齢者在宅福祉サービス事業 介護予防・生きがい活動支援事業 シニアクラブ連合会 シルバー人材センターに関すること
【係長】 岩熊 和洋
【係員】 仲野 摩利子
【ゆい】 大山 由紀子 貴 大嶋 真和子 子 梅谷 佐和子 子 口脇 ルミ子 子 三原 紀子 子 谷 口 治

包括支援センター係
高齢者に関する総合相談・支援、 虐待の早期発見・防止、権利擁護、 介護支援専門員への助言・指導、 介護予防マネジメントに関すること

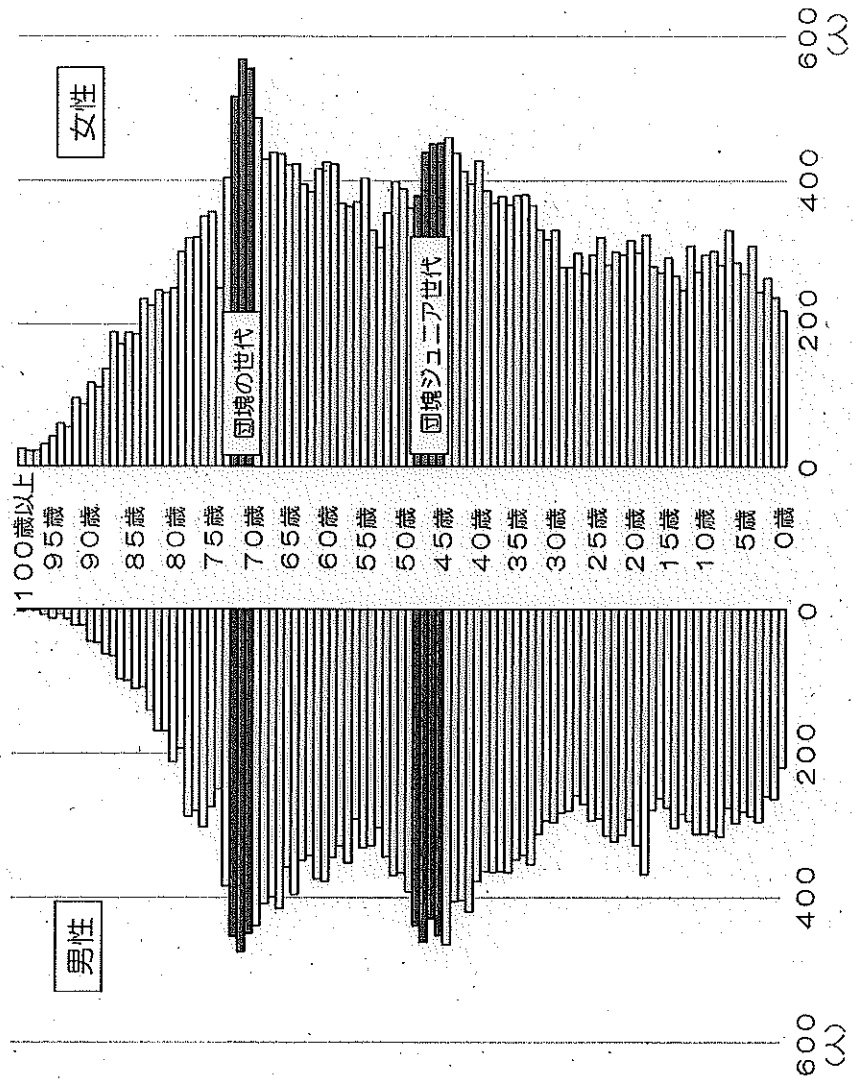


【運営委員会事務局】
古賀市保健福祉部介護支援課
〒811-3116
古賀市庄316番地
・電話 092-941-6809
・FAX 092-941-6808
・MAIL yui@city.koga.fukuoka.jp

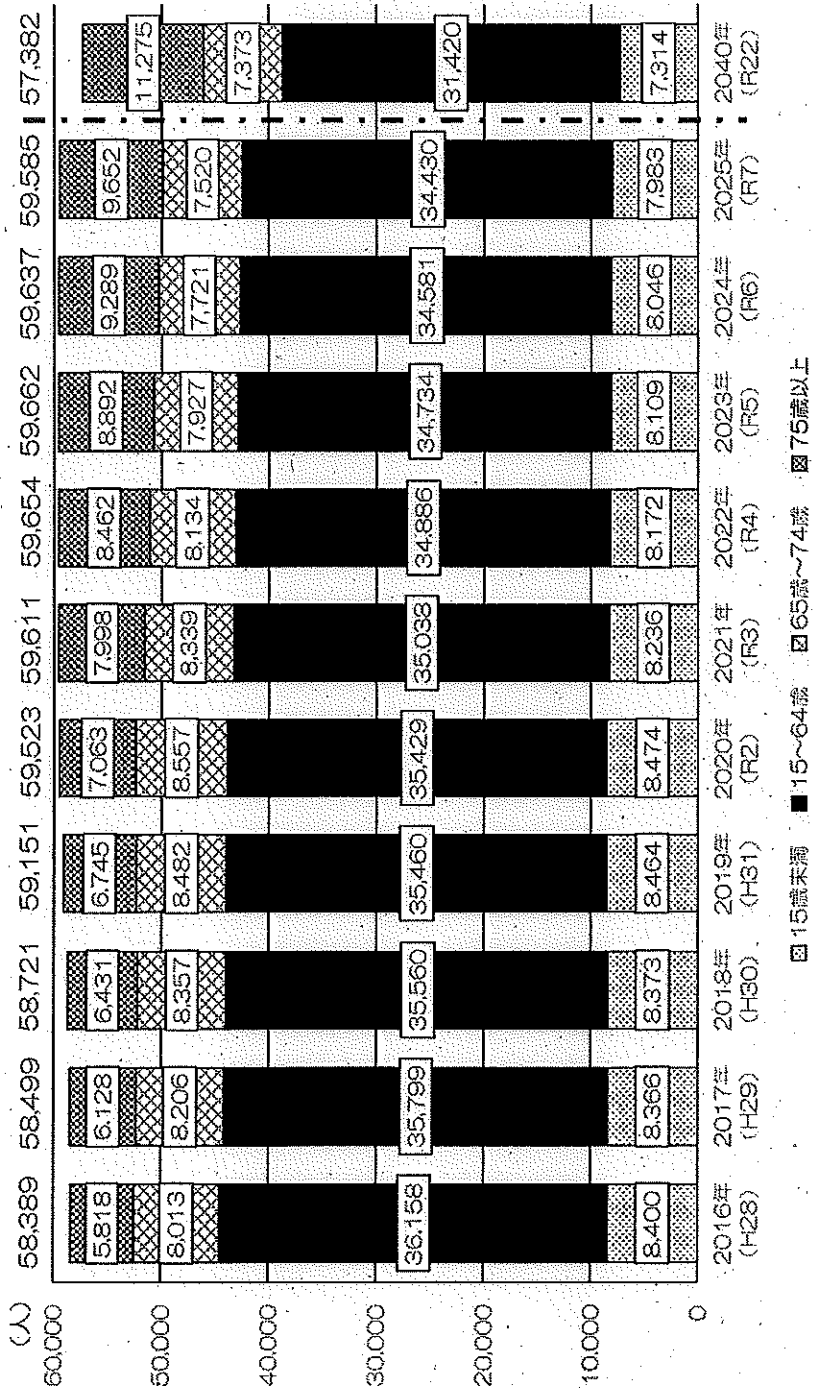
古賀市の人口、高齢者数等に係るデータ

1. 人口構成の状況と見込み

古賀市の人口ピラミッド（令和2（2020）年3月31日現在、住民基本台帳）

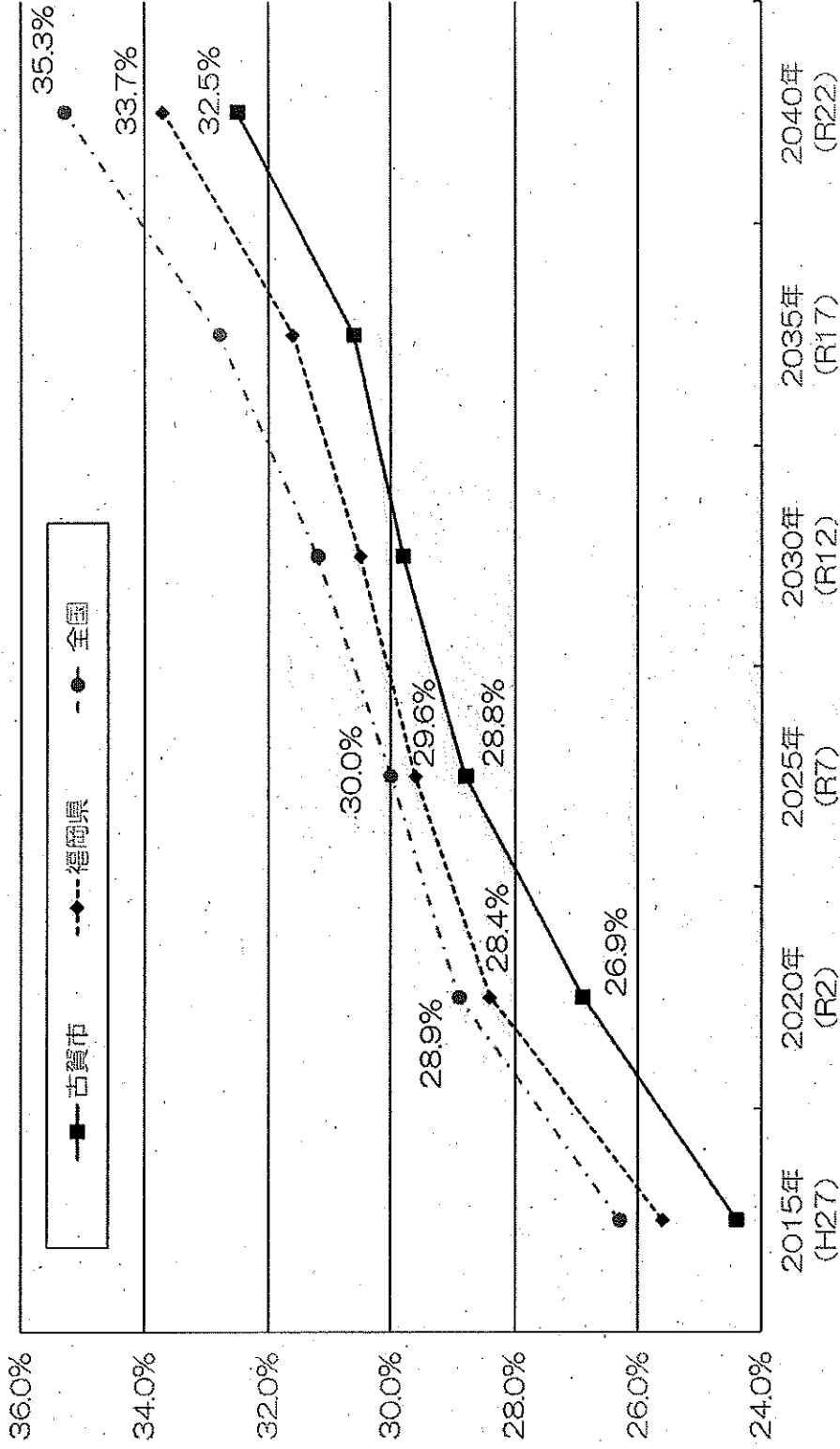


2 古賀市の年齢区分別将来推計人口



※ 2016年から2020年の人口については前年12月31日現在の住民基本台帳の数値を採用し、2021年以降の人口については、「第2期古賀市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月）における将来推計人口より算出しています。

3 高齢化率の推移



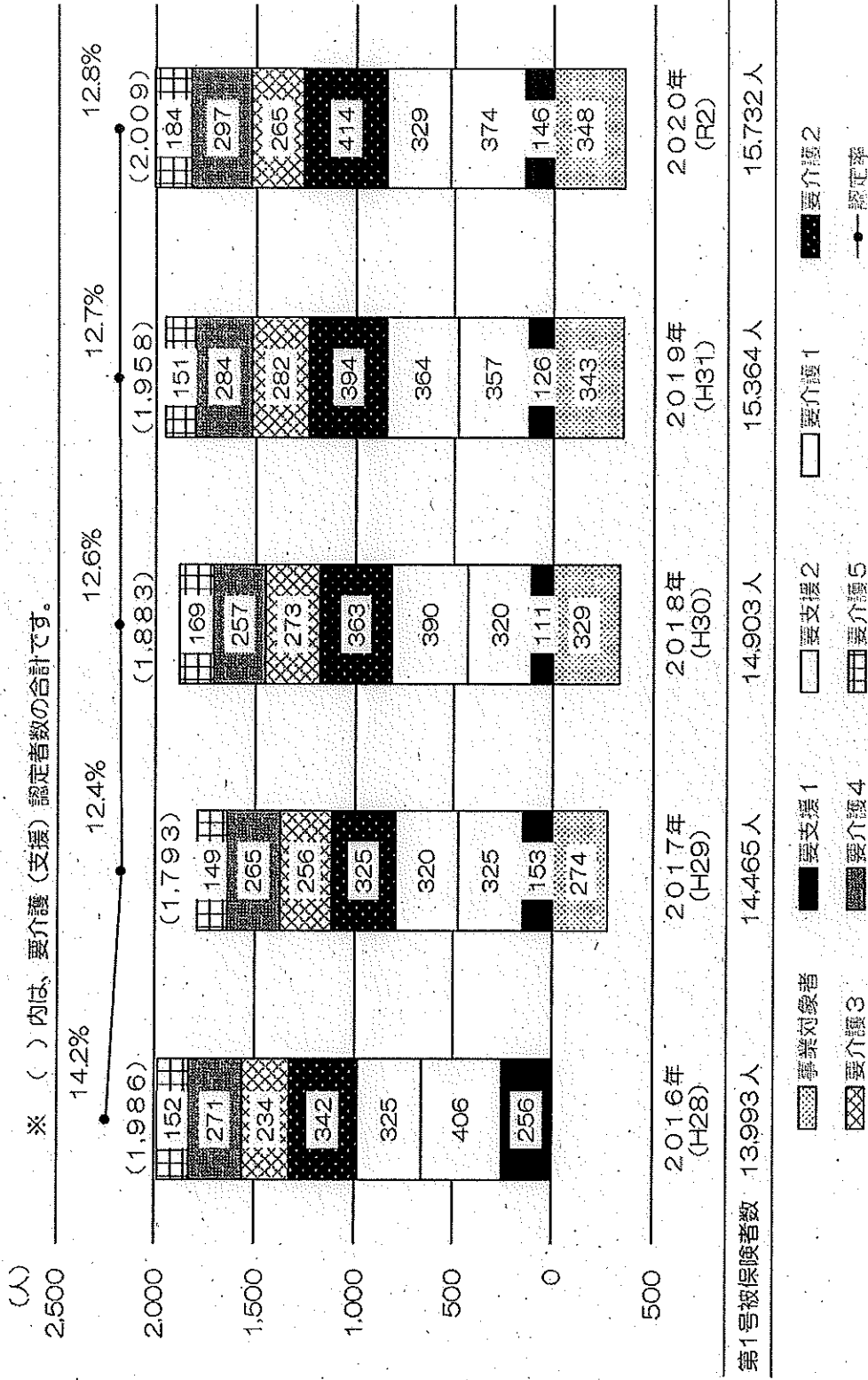
※ 古賀市の高齢化率は「第2期古賀市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2年3月)における将来推計人口の数値を使用し、福岡県平均及び全国平均の高齢化率は地域包括ケア「見える化」システムの数値を使用しています。

4 高齢者のいる世帯の推移

	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)	2020年 (R2)
全世帯数	24,175	24,517	24,858	25,488	26,085
高齢者のいる世帯 (合計)	9,761	10,082	10,370	10,679	10,921
高齢者のみの世帯	6,456	6,725	6,988	7,310	7,610
一人暮らし高齢者世帯	3,098	3,278	3,430	3,597	3,764
高齢者夫婦世帯	3,214	3,305	3,409	3,554	3,675
その他高齢者同居世帯	144	142	149	159	171
高齢者のいる一般世帯	3,305	3,357	3,382	3,369	3,311
全世帯数	100%	100%	100%	100%	100%
高齢者のいる世帯 (合計)	40.4%	41.1%	41.7%	41.9%	41.9%
高齢者のみの世帯	26.7%	27.4%	28.1%	28.7%	29.2%
一人暮らし高齢者世帯	12.8%	13.4%	13.8%	14.1%	14.4%
高齢者夫婦世帯	13.3%	13.5%	13.7%	13.9%	14.1%
その他高齢者同居世帯	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%
高齢者のいる一般世帯	13.7%	13.7%	13.6%	13.2%	12.7%
全世帯に占める割合 (%)					

※ 住民基本台帳 (各年4月1日現在)

5-1 第1号被保険者の要介護（支援）認定者数・認定率及び事業対象者数の推移



※ 古賀市における各年3月31日現在の認定状況をもとに、独自で数値を算出しています。

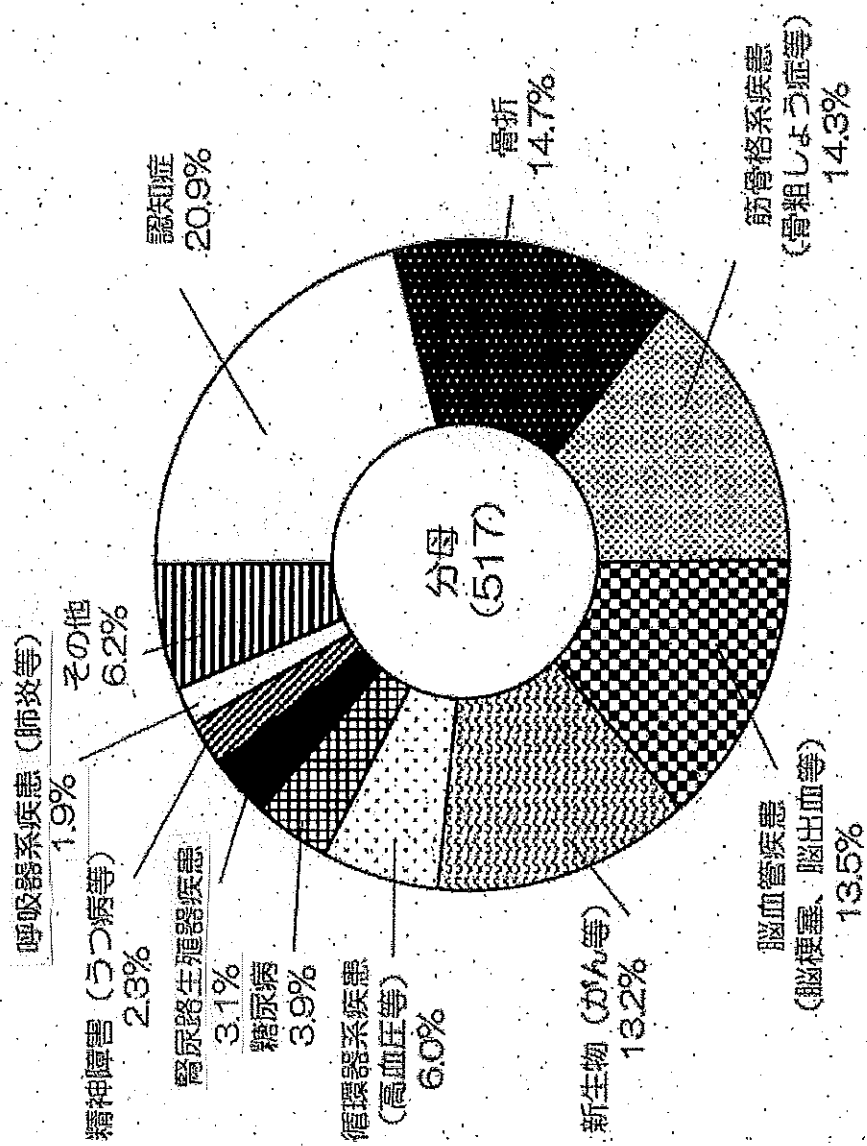
5-2 要介護（支援）認定者数・認定率及び事業対象者数の見込み

	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2040年 (R22)
要介護（支援）認定者数（A+B）	2,309人	2,419人	2,523人	2,618人	2,704人	3,159人
第1号被保険者数（A）	2,268人	2,378人	2,482人	2,578人	2,664人	3,122人
介護度別						
要支援1	190人	198人	206人	213人	220人	254人
要支援2	407人	426人	444人	460人	474人	554人
要介護1	408人	429人	448人	467人	483人	568人
要介護2	413人	433人	452人	470人	486人	571人
要介護3	322人	337人	351人	364人	376人	439人
要介護4	339人	357人	374人	388人	403人	475人
要介護5	189人	198人	207人	216人	222人	261人
年齢別						
65～74歳	238人	230人	225人	221人	214人	202人
75歳以上	2,030人	2,148人	2,257人	2,357人	2,450人	2,920人
第2号被保険者数（B）	41人	41人	41人	40人	40人	37人
65歳以上人口（第1号被保険者数）（C）	16,337人	16,596人	16,819人	17,010人	17,172人	18,647人
要介護（支援）認定者率（A/C）	13.9%	14.3%	14.8%	15.2%	15.5%	16.7%
事業対象者数	365人	371人	376人	380人	384人	416人

※ 各年3月31日現在の要介護（支援）認定者数の実績と「1」で示した高齢者人口の年齢階層別の推移を基に推計しています。

6 要介護（支援）新規認定に至った原因疾病の状況

内訳：要支援1 68人、要支援2 122人、要介護1 131人、要介護2 96人、
 要介護3 42人、要介護4 38人、要介護5 20人、計 517人



平成31（2019）年度に認定を行った要介護（支援）新規認定者の主治医見書に記載されている「生活機能低下の直接の原因となっている傷病」の第1位に記載されている傷病名をもとに、分類しています。

7 介護保険サービスの利用状況

サービス区分	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)
居宅（介護予防）サービス				
1月あたり給付費（円）①	114,093,600	121,302,054	132,308,468	129,097,250
1月あたり審査件数（件）				
実績値 ②	3,511	3,660	3,884	3,897
（参考）計画値	3,681	3,500	3,609	3,885
1件あたり給付費 ①/②	32,496	33,143	34,065	33,127
地域密着型サービス				
1月あたり給付費（円）①	38,322,459	41,971,692	43,513,276	57,128,096
1月あたり審査件数（件）				
実績値 ②	196	213	207	269
（参考）計画値	312	380	232	307
1件あたり給付費 ①/②	195,523	197,050	210,209	212,372
施設サービス				
1月あたり給付費（円）①	70,770,002	72,295,350	74,885,811	73,422,348
1月あたり審査件数（件）				
実績値 ②	240	243	249	241
（参考）計画値	255	271	257	273
1件あたり給付費 ①/②	294,875	297,512	300,746	304,657
総計				
1月あたり給付費（円）①	223,186,061	235,569,096	250,707,555	259,647,694
1月あたり審査件数（件）				
実績値 ②	3,947	4,120	4,340	4,407
（参考）計画値	4,248	4,151	4,098	4,465
1件あたり給付費 ①/②	522,894	527,705	545,020	550,156

平成29年3月末と令和2年3月末の人口・世帯比較

中学校	小学校	項目	平成29年3月31日		令和2年3月31日		対前期比	対前期比
			校区人口	校区人口比	校区人口	校区人口比		
北	千島	校区人口	5,523		5,753		4.2%	230
		65歳以上	1,185	21.5%	1,361	23.7%	14.9%	178
		75歳以上	474	8.6%	576	10.0%	21.5%	102
		单身世帯数	294		341		16.0%	47
		高齢者世帯数	287		315		9.8%	28
		15歳以上65歳未満	3,588	64.9%	3,592	62.4%	0.2%	6
		15歳未満	752	13.6%	800	13.9%	6.4%	48
		65歳以上要介護認定者数(率)	149	12.6%	183	13.4%	22.8%	34
		校区人口	6,208		5,978		-3.7%	-230
		65歳以上	1,157	18.6%	1,466	24.5%	26.9%	311
舞の里	舞の里	75歳以上	347	5.6%	456	7.6%	31.4%	109
		单身世帯数	136		198		45.6%	62
		高齢者世帯数	314		425		35.4%	111
		15歳以上65歳未満	4,289	69.1%	3,779	63.2%	-11.9%	-510
		15歳未満	764	12.3%	733	12.3%	-4.1%	-31
		65歳以上要介護認定者数(率)	104	9.0%	141	9.6%	35.6%	37
		校区人口	8,302		8,646		4.1%	344
		65歳以上	1,870	22.5%	1,999	23.1%	6.9%	129
		75歳以上	817	9.8%	924	10.7%	13.1%	107
		花見	花見	单身世帯数	434		497	
高齢者世帯数	441				481		9.1%	40
15歳以上65歳未満	5,139			61.9%	5,327	61.6%	3.7%	188
15歳未満	1,293			15.6%	1,320	15.3%	2.1%	27
65歳以上要介護認定者数(率)	232			12.4%	256	12.8%	10.3%	24
校区人口	20,033				20,377		1.7%	344
65歳以上	4,210			21.0%	4,826	23.7%	14.6%	616
75歳以上	1,638			8.2%	1,956	9.6%	19.4%	318
单身世帯数	864				1,036		19.9%	172
高齢者世帯数	1,042				1,221		17.2%	179
計	計	15歳以上65歳未満	13,014	65.0%	12,898	62.3%	-2.4%	-316
		15歳未満	2,809	14.0%	2,853	14.0%	1.6%	44
		65歳以上要介護認定者数(率)	485	11.5%	580	12.0%	19.6%	95
		校区人口	58,540		59,658		1.9%	1,118
		65歳以上	14,462	24.7%	15,755	26.4%	8.9%	1,293
		75歳以上	6,233	10.6%	7,178	12.0%	15.2%	945
		单身世帯数	3,278		3,764		14.8%	486
		高齢者世帯数	3,305		3,675		11.2%	370
		15歳以上65歳未満	35,704	61.0%	35,417	59.4%	-0.8%	-287
		15歳未満	8,374	14.3%	8,486	14.2%	1.3%	112
65歳以上要介護認定者数(率)	1,725	11.9%	1,919	12.2%	11.2%	194		

中学校	小学校	項目	平成29年3月31日		令和2年3月31日		対前期比	対前期比
			校区人口	校区人口比	校区人口	校区人口比		
古賀	東	校区人口	8,902		9,088		2.1%	186
		65歳以上	2,624	29.5%	2,650	29.2%	1.0%	26
		75歳以上	1,349	15.2%	1,446	15.9%	7.2%	97
		单身世帯数	591		616		4.2%	25
		高齢者世帯数	574		590		2.8%	16
		15歳以上65歳未満	5,105	57.3%	5,178	57.0%	1.4%	73
		15歳未満	1,173	13.2%	1,260	13.9%	7.4%	87
		65歳以上要介護認定者数(率)	387	14.0%	391	14.8%	6.5%	24
		校区人口	12,114		12,612		4.1%	498
		65歳以上	2,689	22.2%	2,880	22.8%	7.1%	191
西	西	75歳以上	1,217	10.0%	1,387	11.0%	14.0%	170
		单身世帯数	714		808		13.2%	94
		高齢者世帯数	612		658		7.5%	46
		15歳以上65歳未満	8,187	67.6%	8,512	67.5%	4.0%	325
		15歳未満	1,238	10.2%	1,220	9.7%	-1.5%	-18
		65歳以上要介護認定者数(率)	336	12.5%	356	12.4%	6.0%	20
		校区人口	4,931		5,073		2.9%	142
		65歳以上	1,661	33.7%	1,775	35.0%	6.9%	114
		75歳以上	648	13.1%	799	15.8%	23.3%	151
		花鶴	花鶴	单身世帯数	432		503	
高齢者世帯数	388				430		10.8%	42
15歳以上65歳未満	1,937			39.3%	1,912	37.7%	-1.3%	-25
15歳未満	1,333			27.0%	1,386	27.3%	4.0%	53
65歳以上要介護認定者数(率)	153			9.2%	180	10.1%	17.6%	27
校区人口	25,947				26,773		3.2%	826
65歳以上	6,974			26.9%	7,305	27.3%	4.7%	331
75歳以上	3,214			12.4%	3,632	13.6%	13.0%	418
单身世帯数	1,737				1,927		10.9%	190
高齢者世帯数	1,574				1,678		6.6%	104
計	計	15歳以上65歳未満	15,229	58.7%	15,602	58.3%	2.4%	373
		15歳未満	3,744	14.4%	3,866	14.4%	3.3%	122
		65歳以上要介護認定者数(率)	856	12.3%	927	12.7%	8.3%	71
		校区人口	6,086		6,988		14.8%	88
		65歳以上	1,740	28.6%	1,920	32.0%	10.3%	180
		75歳以上	749	12.3%	875	14.8%	16.8%	126
		单身世帯数	367		434		18.3%	67
		高齢者世帯数	365		412		12.9%	47
		15歳以上65歳未満	3,549	58.2%	3,331	55.5%	-6.0%	-214
		15歳未満	801	13.2%	747	12.5%	-6.7%	-54
65歳以上要介護認定者数(率)	205	11.8%	236	12.3%	15.1%	31		
東	小野	校区人口	6,474		6,510		0.6%	36
		65歳以上	1,538	23.8%	1,704	26.2%	10.8%	166
		75歳以上	632	9.8%	715	11.0%	13.1%	83
		单身世帯数	310		367		18.4%	57
		高齢者世帯数	324		364		12.3%	40
		15歳以上65歳未満	3,916	60.5%	3,786	58.2%	-3.3%	-130
		15歳未満	1,020	15.8%	1,020	15.7%	0.0%	0
		65歳以上要介護認定者数(率)	179	11.6%	176	10.3%	-1.7%	-3
		校区人口	12,560		12,508		-0.4%	-52
		65歳以上	3,278	26.1%	3,624	29.0%	10.6%	346
計	計	75歳以上	1,381	11.0%	1,590	12.7%	15.1%	209
		单身世帯数	677		801		18.3%	124
		高齢者世帯数	689		776		12.6%	87
		15歳以上65歳未満	7,461	59.4%	7,117	56.9%	-4.6%	-344
		15歳未満	1,821	14.5%	1,767	14.1%	-3.0%	-54
		65歳以上要介護認定者数(率)	384	11.7%	412	11.4%	7.3%	28

	行政区	人口(A)				高齢化率 (B/A)	世帯数	高齢者のみの世帯				高齢者のみ の世帯率	認定者数		認定率 (C/B)
		35歳未満	65-74歳	75歳以上	高齢者 のみの世帯			高齢者夫婦 世帯	その他高齢者 世帯	35歳未満	35歳以上				
小野校区	薦野区	1,840	553	312	241	30.1%	771	257	142	107	8	33.3%	67	65	11.8%
	米多比区	2,053	472	289	183	23.0%	761	205	88	111	6	26.9%	43	42	8.9%
	葉王寺区	787	186	94	92	23.6%	289	71	32	35	4	24.6%	14	14	7.5%
	小山田区	311	125	69	56	40.2%	130	52	24	26	2	40.0%	17	16	12.8%
	谷山区	1,519	368	225	143	24.2%	718	172	81	85	6	24.0%	39	39	10.6%
青柳校区	新原区	354	168	64	104	47.5%	176	97	66	30	1	55.1%	38	37	22.0%
	今在家区	585	132	54	78	22.6%	261	56	30	25	1	21.5%	18	18	13.6%
	町川原1区	757	297	111	186	39.2%	333	142	83	51	8	42.6%	59	58	19.5%
	町川原2区	962	289	197	92	30.0%	424	137	63	72	2	32.3%	18	17	5.9%
	青柳区	793	312	156	156	39.3%	334	123	60	59	4	36.8%	43	42	13.5%
古賀京校区	小竹区	2,547	722	463	259	28.3%	1,071	312	132	175	5	29.1%	68	64	8.9%
	筵内区	1,293	469	210	259	36.3%	545	203	91	108	4	37.2%	73	70	14.9%
	久保区	1,955	428	219	209	21.9%	809	180	84	91	5	22.2%	67	65	15.2%
	久保西区	1,065	354	143	211	33.2%	458	173	83	82	8	37.8%	57	56	15.8%
	中央区	758	284	90	194	37.5%	340	134	63	69	2	39.4%	49	49	17.3%
	古賀団地区	520	213	86	127	41.0%	229	104	51	49	4	45.4%	35	35	16.4%
	庄北区	1,467	391	189	202	26.7%	671	192	105	84	3	28.6%	52	51	13.0%
古賀西校区	庄南区	2,030	511	267	244	25.2%	905	250	139	107	4	27.6%	65	65	12.7%
	古賀南区	1,668	418	212	206	25.1%	857	221	125	91	5	25.8%	43	41	9.8%
	古賀北区	3,224	766	385	381	23.8%	1,595	438	259	168	11	27.5%	106	105	13.7%
	中川区	2,132	600	303	297	28.1%	934	304	166	129	9	32.5%	103	102	17.0%
	日吉台区	989	500	273	227	50.6%	461	234	82	149	3	50.8%	38	38	7.6%
花見校区	鹿部区	4,599	596	320	276	13.0%	1,816	302	176	121	5	16.6%	71	70	11.7%
	花見南区	2,238	607	302	305	27.1%	1,020	300	154	140	6	29.4%	82	82	13.5%
	花見東1区	2,993	597	347	250	19.9%	1,237	296	135	159	2	23.9%	80	78	13.1%
	花見東2区	3,153	755	402	353	23.9%	1,330	380	195	175	10	28.6%	96	94	12.5%
千鳥校区	北花見区	262	40	24	16	15.3%	138	20	13	7	0	14.5%	2	2	5.0%
	高田区	920	168	81	87	18.3%	361	79	42	36	1	21.9%	19	19	11.3%
	さや団地区	384	73	34	39	19.0%	180	43	22	20	1	23.9%	17	16	21.9%
	千鳥ヶ丘コート区	263	39	32	7	14.8%	101	21	10	11	0	20.8%	3	3	7.7%
	病院区	184	10	2	8	5.4%	115	10	10	0	0	8.7%	8	8	80.0%
	千鳥北区	1,357	380	222	158	28.0%	569	168	66	97	5	29.5%	49	49	12.9%
	千鳥南区	1,526	456	257	199	29.9%	740	235	136	92	7	31.8%	66	64	14.0%
	千鳥東区	720	145	96	49	20.1%	288	68	25	40	3	23.6%	22	19	13.1%
花鶴校区	東浜山団地区	399	90	61	29	22.6%	186	51	30	19	2	27.4%	5	5	5.6%
	古賀東区	1,353	367	160	207	27.1%	667	214	141	70	3	32.1%	59	59	16.1%
	花鶴丘1丁目区	349	78	50	28	22.3%	164	38	15	22	1	23.2%	5	4	5.1%
	花鶴丘2丁目1区	236	80	45	35	33.9%	116	45	22	22	1	38.8%	7	7	8.8%
	花鶴丘2丁目2区	1,466	487	290	197	33.2%	901	306	207	94	5	34.0%	31	31	6.4%
	花鶴丘2丁目3区	366	164	70	94	44.8%	158	76	26	48	2	48.1%	20	20	12.2%
舞の里校区	花鶴丘3丁目区	1,303	599	361	238	46.0%	589	271	92	174	5	46.0%	60	59	9.8%
	舞の里1区	993	277	193	84	27.9%	394	109	30	78	1	27.7%	29	27	9.7%
	舞の里2区	950	328	219	109	34.5%	393	139	51	87	1	35.4%	33	32	9.8%
	舞の里3区	768	246	172	74	32.0%	308	116	31	83	2	37.7%	26	25	10.2%
	舞の里4区	1,317	215	142	73	16.3%	477	99	34	63	2	20.8%	22	22	10.2%
	舞の里5区	1,950	400	284	116	20.5%	765	167	52	114	1	21.8%	37	35	8.8%
市外													91	90	
合計		59,658	15,755	8,577	7,178	26.4%	26,085	7,610	3,764	3,675	171	29.2%	2,052	2,009	12.8%

古賀市地域活動サポートセンター「ゆい」は、どんな活動をしているの？

地域活動サポートセンター「ゆい」は、住み慣れた地域で支えあい、最期まで安心して元気に暮らせるまちをめざした、介護予防・生活支援活動の拠点です

活動①

地域介護予防・生活支援の啓発・情報提供

- 外出促進事業
「おでかけハンドブック」作成
*外出促進事業の事務局が地域活動サポートセンターになります。



- 地域活動サポートセンター活動の啓発
①フェイスブックでセンターの活動を発信



- センターの掲示板やチラシで地域活動の情報やサポーター募集の情報を発信

- 介護予防・生活支援の普及に関する講師派遣



活動②

地域支えあいネットワークの構築

- 介護予防と生活支援の活性化を協議する、地域支えあいネットワーク（協議体）の構築支援

- 生活支援コーディネートネットワーク
①介護予防や生活支援の地域情報収集
②高齢者等の地域課題の明確化
③協議体のコーディネート

●地域カフェの企画・運営
地域活動の広がりやコーディネーター協力の育成をめざし、地域活動ワークショップを行います。（月1回）
*地域活動に関心のある方は、だれでも参加できます。



- 地域支えあいネットワーク情報誌の作成（年間3回発行）
地域で行われている支えあい活動や生活支援の情報が満載。

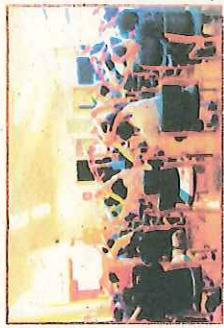


- 地域活動サポートセンター運営委員会
年間3回、運営委員の方と共にセンターの活動について協議をしています。
*協議内容は古賀市のホームページに公開しています。

活動③

地域社会資源の開発

- 介護予防サポーターの育成
①介護予防運動・音楽サポーター養成講座、フォローアップ講座



- ゆいさば教室
ピギナー教室・サポーター教室
*ピギナー教室を6月から開始します。詳しくは本誌6・7ページをご覧ください。



- 介護予防サポーター研修・ちよいさば研修
介護予防サポーター登録のために、研修が必要です。
・介護予防サポーター研修・登録会（年度末）
・ちよいさば研修

- ライフプランニング講座
高齢期の充実のために、自分を振り返りながら、これからのプランニングを行う講座です。

活動④

交流の場の構築・提供

- 地域の集いの場支援
①高齢者の交流イベント企画
サポーターや市民団体の皆さんと交流の場を作っています。



- いきいきボールピック大会
②活きき音楽交流会 等



- 地域介護予防・生活支援活動の見える化
（見える化マップ作成・地域おうえんガイドブック作成）



活動⑤

活動地域と社会資源のマッチング

- 介護予防サポーター事業
地域や施設と介護予防サポーターをマッチングします。



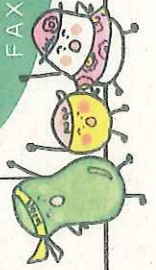
- サポーター延活動人数
2,818人
●サポーター延支援者数
15,132人
（平成30年1月現在）



- 地域介護予防・生活支援相談
●出前講座等の調整・マッチング
*ゆい出前講座は、
本誌4・5ページをご覧ください。

古賀市地域活動サポートセンター「ゆい」

住所：古賀市庄316番地（サンコスモ古賀 横）
TEL：092-941-6809
FAX：092-941-6808



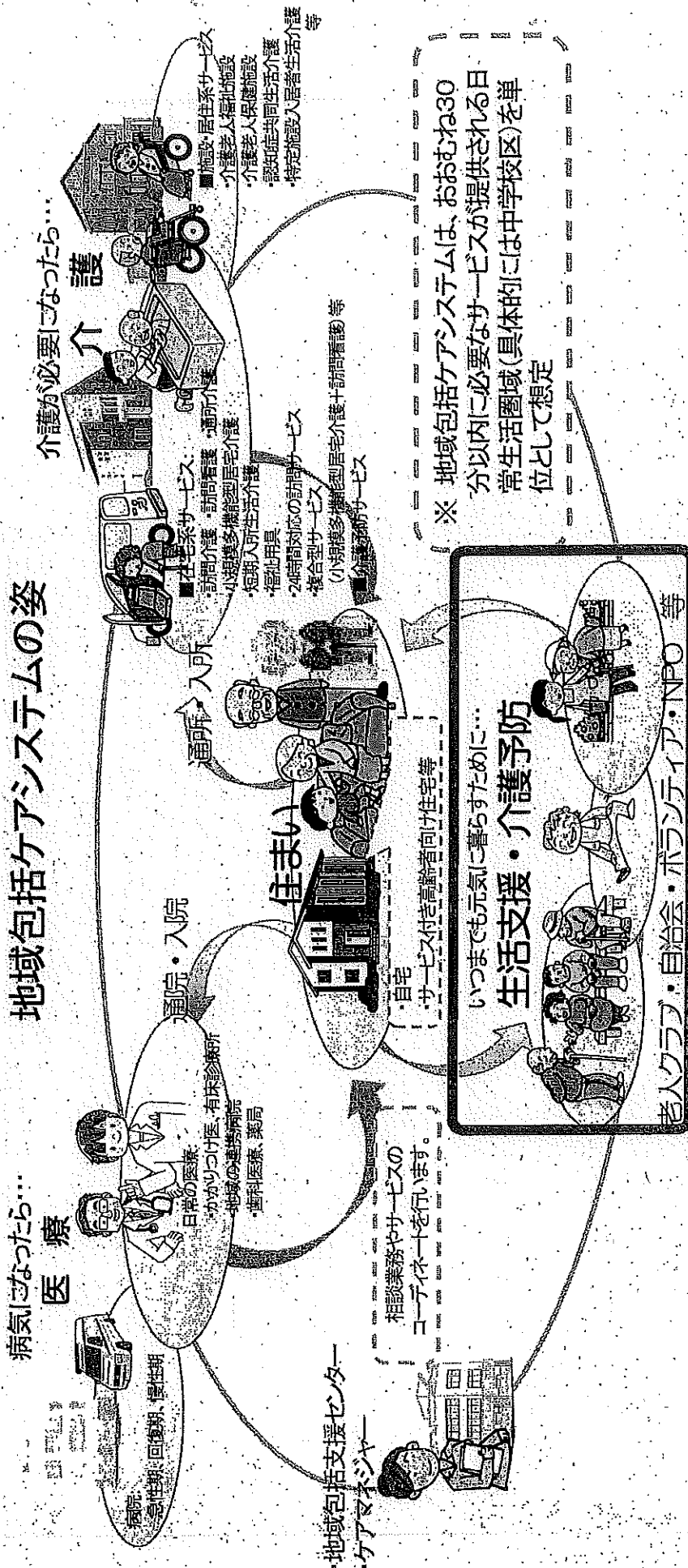
令和元年（平成31）年度の主な事業

事業名	概要	30年度	元(31)年度
1 ボールンピック大会	国の定めた介護の日(11月11日)に併せて介護予防意識の向上のために、高齢者の健康づくりや交流に適したボールゲームを開催します。市内各地域から1チーム5名で参加します。	・予選会(シニアクラブ委託) 36チーム、参加者 240人 サポーター 30人・応援 10人 小野小学校 ・市大会(直営) 15チーム、参加者 103人 サポーター 19人・応援 30人 場所 千鳥小	・予選会(シニアクラブ委託) 51チーム、参加者 327人 サポーター等 51人 市民体育館 ・市大会(直営) 15チーム、参加者 146人 サポーター等 51人 市民体育館
2 活き生き音楽交流会	地域の公民館等で行われている音楽をとおした介護予防や生きがいづくり、地域の交流を行っているグループが、日頃の練習の成果を発表します。平成27年度から鍵盤ハーモニカを導入しました。	・参加状況 19団体(13地域・6グループ) 約 200名	・新型コロナウイルス感染症対策のため中止
3 高齢者外出促進事業	高齢者の引きこもり予防や社会参加を促すために、市内の様々な催事情報を冊子にし、無償で配布します。参加してシールを5枚集めると賞品に応募することができます。	・対象事業 274事業 (地域 232、行政等 44) ・シール発行枚数 約 17,000枚 ・HB配布冊数 3,741冊 ・応募人数 526人 ・応募延数 1,804人	・対象事業 288事業 (地域 226、行政等 62) ・シール発行枚数 約 25,908枚 ・HB配布冊数 3,906冊 ・応募人数 646人 ・応募延数 2,292人
4 介護予防サポーター活動支援事業	高齢者の経験や能力を活かして、ボランティア活動を促すことで、生きがいや健康づくりに寄与するとともに、地域や高齢者施設等の活動の支援を行います。	・登録者数 199人 ・(男 47 女 152) ・支援地域等 42カ所 (地域25 施設等17) ・延べ支援回数 3,409回 ・延べ参加者数 15,339回 ・換金者 116人	・登録者数 238人 ・(男 54 女 184) ・支援地域等 51カ所 (地域 31、施設等 20) ・延べ支援回数 3,948回 ・延べ参加者数 17,164人 ・換金者 139人
	*介護予防運動サポーターによる地域等の支援 地域のつどいの場等で行われる運動をとおした介護予防活動を支援します。	・登録者数 51人 ・支援地域 17カ所 ・延べ支援回数 429回 ・支援回数 1,062回 ・延べ参加者数 7,735人	・登録者数 45人 ・支援地域 19カ所 ・延べ支援回数 500回 ・支援回数 1,018回 ・延べ参加者数 8,026人
	*介護予防音楽サポーターによる地域等の支援 地域のつどいの場等で行われる音楽をとおした介護予防活動を支援します。	・登録者数 27人 ・支援地域 15カ所 ・延べ支援回数 683回 ・支援回数 280回 ・延べ参加者数 2,926人	・登録者数 39人 ・支援地域 16カ所 ・延べ支援回数 680回 ・支援回数 281回 ・延べ参加者数 1,866人
5 地域活動サポートセンター(ゆい)	地域のつどいの場や高齢者施設等で行われる健康づくり等の活動を支援するボランティア(介護予防サポーター)を養成し、もって高齢者等の健康の増進及び社会参加の促進を図ります。	・利用者 2,569人(12教室) (うち地域交流カフェ6回実施 参加人数:計177人) ・ゆい出前講座 延回数 16回 延参加者数 373人 延サポーター 62人	・利用者 2,172人(17教室) (うち地域交流カフェ10回実施 参加人数:計122人) ・ゆい出前講座 延回数 51回 延参加者数 933人 延サポーター 151人
	*介護予防運動サポーターの養成 地域のつどいの場等で行われる運動をとおした介護予防活動を支援するボランティア(介護予防運動サポーター)を養成します。	・運動サポーター登録 51人 ・養成講座 13回 実参加者数 3人 延参加者 30人 ・フォローアップ講座 10回 実人数 46人 延参加者数 203人	・運動サポーター登録 45人 ・養成講座回 13回 実参加者数 7人 延参加者 53人 ・フォローアップ研修 12回 実人数 40人 延参加者数 158人
	*介護予防音楽サポーターの養成 地域のつどいの場等で行われる介護予防に資する音楽活動を支援するボランティア(介護予防音楽サポーター)を養成します。	・養成講座 13回 実人数 14人 延人数 142人 ・フォローアップ講座 12回 実人数 22人 延人数 174人	・養成講座 13回 実人数 8人 延人数 76人 ・フォローアップ講座 11回 実人数 26人 延人数 194人
6 生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるように地域等が高齢者に対して行う介護予防、生活支援及び社会参加を促進するため、様々な地域活動の担い手で地域の支え合いネットワーク(協議体)を構成し、生活支援コーディネーターを配置して支援します。	・第1層生活支援コーディネーター 1名配置(市職員) ・第2層生活支援コーディネーター 1名配置(社会福祉協議会委託)	・第1層生活支援コーディネーター 1名配置(市職員) ・第2層生活支援コーディネーター 1名配置(社会福祉協議会委託)

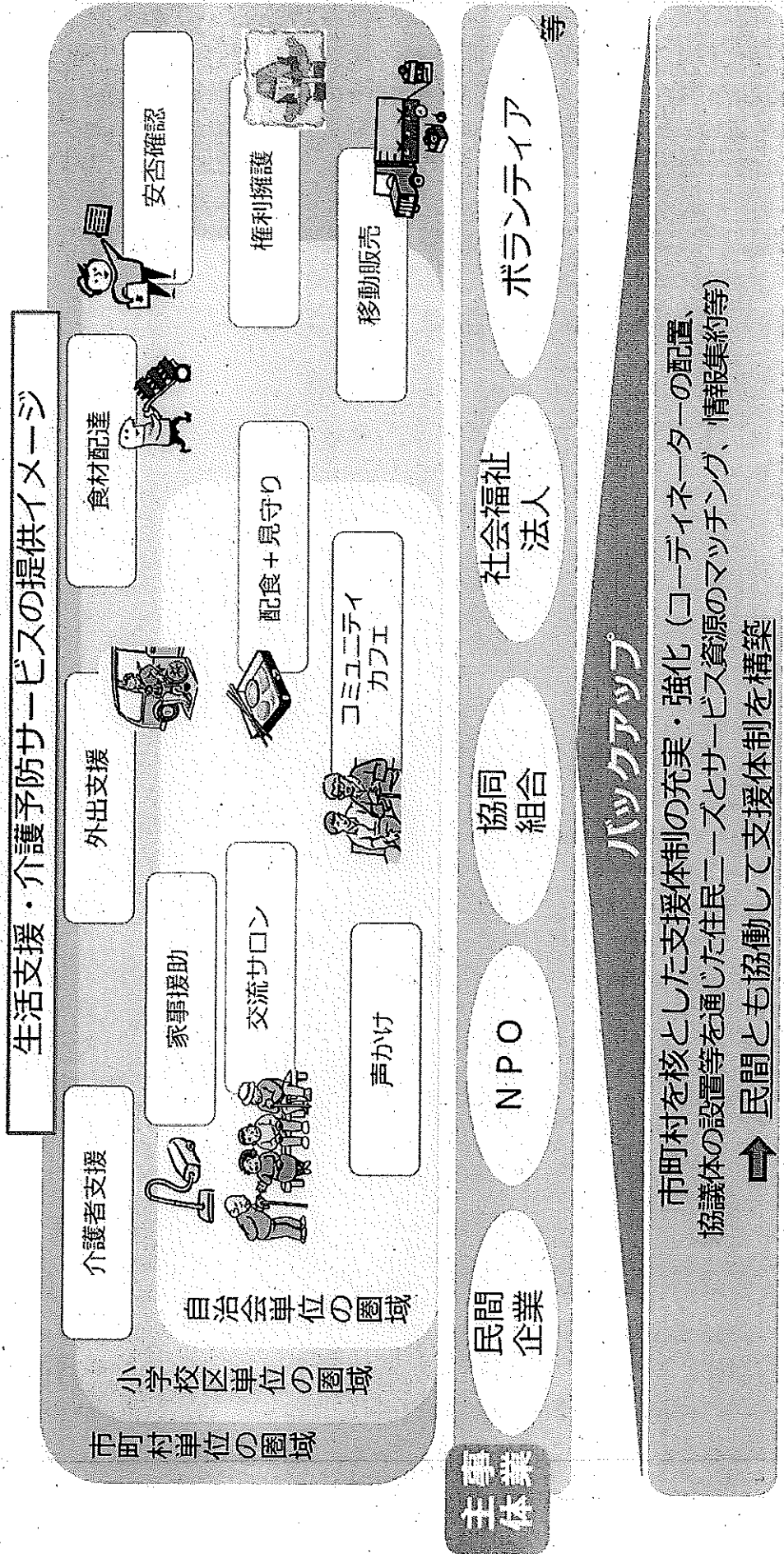
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

地域包括ケアシステムの姿



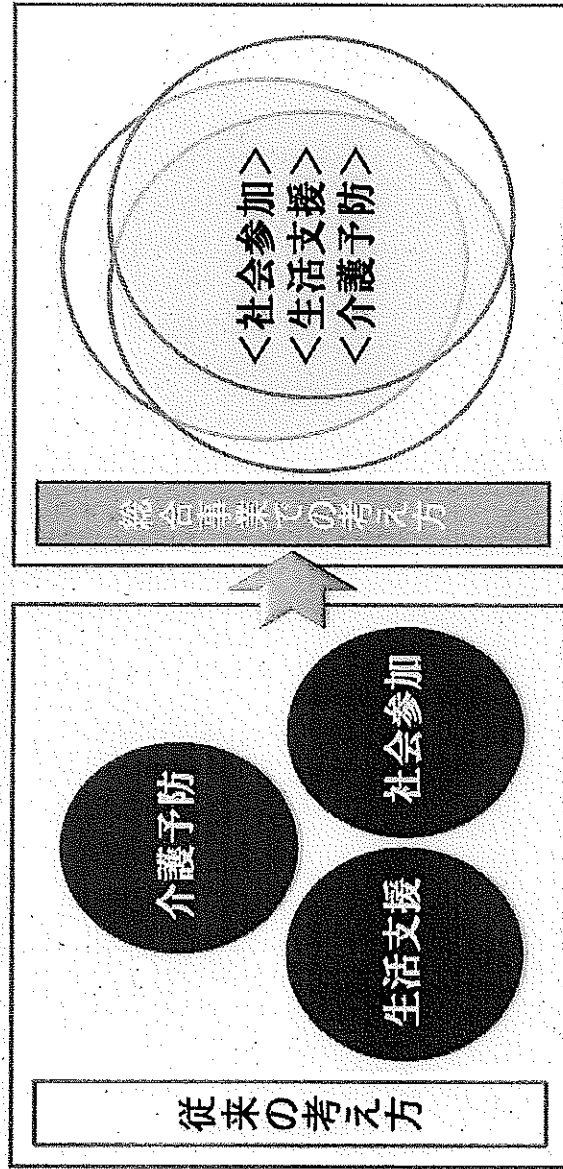
地域支え合い体制の構築



介護予防のコンセプトの転換 ～「地域づくり」の中の介護予防～

■結果的に介護予防になるという考え方

- ▶ 介護予防、生活支援、社会参加をこれまで以上に融合させることが重要。
- ▶ たとえば、一人暮らし高齢者のごみ出しを、近所の高齢者が手伝う（生活支援）ことによって、地域社会への参加（社会参加）を通じて、手伝っている本人の生活意欲を高め、結果的に「介護予防」になるといった考え方。
- ▶ 「支える側・支えられる側」という垣根を可能な限り取り払い、「担い手となること＝結果的に予防になる」という考え方が中心となる。



地域活動サポートセンター ゆい 出前講座

講座名	内 容	活動時間
ハーモニカ	ゆいメンバーの懐かしい曲を聴き、楽しく歌いましょう。 ハーモニカをお持ちの方は一緒に演奏しましょう。健康づくりにも!	1時間半程度
パソコン	年賀状や簡単な文章作成などを学びましょう。パソコン(ワード、エクセル)は各自持参ください。数名集まったらまずご相談を。	2時間程度
太極拳	ゆいメンバーの実演後、入門初級を学びます。 呼吸法や下肢筋力増強などで健康づくりを楽しく目指します。	1時間半程度
健康麻雀	脳の機能を維持し、認知症予防にも繋がります。 仲間と楽しく交流しませんか。	2時間程度
季節の絵手紙	季節の草花・野菜や風景などを描き、葉書(年賀状)や封筒などを 作成しましょう。親しい方にどうぞ。	1時間半程度
鍵盤ハーモニカ	ゆいメンバーの演奏後、体験します。基本的な演奏(指使いや吹き方)を 楽しく学びましょう。呼吸機能(肺活量)や嚥下機能(飲み込む力)などの 改善にもつながります。	1時間半程度
歴史講話	古賀市などの歴史を楽しく学びましょう。知りたい講座をご希望ください。	1時間半程度
野の花 アレンジメント	庭などに咲いている自然の草花を生けます。 身近なものを使い、花器にも一工夫して素敵な作品が出来上がります。	1時間半程度
詩吟	詩吟の歴史や呼吸法・発声法などを学び、ストレス解消や 認知症の予防にもつながります。	1時間半程度
歌声の集い 懐かしの名曲	懐かしく心に残る曲をみんなで楽しく歌いましょう。 ～雨降りお月さん、夏の思い出、浜辺の歌、浜千鳥、ベチカ～	1時間半程度
簡単手芸	身近な材料を使って、簡単で可愛い手芸品を作ります。 楽しく一緒に手作りしませんか。	2時間程度
ステンシル	葉書や台紙に、用意された型紙に色塗りして好きな作品を作ります。 Tシャツやバックなどにも作成できます。	2時間程度
気功	「気」のトレーニングにより、新進のバランスを回復・調整する技術です。 呼吸法・ストレッチ・瞑想などを行います。	2時間程度
みんなで歌う 昭和歌声喫茶	懐かしの昭和歌謡を、スクリーンに映し出された歌詞を見ながらギターの 伴奏でみんなで楽しく歌います。 ※飲食をされる場合は各自でご準備下さい。	1時間半程度



傍聴要領

古賀市地域活動サポートセンター

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 協議会の傍聴を希望する人は、受付において傍聴人受付簿に住所・氏名を記入し、傍聴券の交付を受けてください。
- (2) 傍聴券は、協議会当日受付で交付します。
- (3) 退場するときは、傍聴券を返還してください。

2 傍聴席以外の入場禁止

傍聴人は、傍聴席以外には入ることができません。

3 傍聴席に入ることができない人

次の各号に該当する人は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている人
- (2) 酒気を帯びていると認められる人
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等により議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている人
- (4) その他古賀市介護保険運営協議会会長（以下「会長」という。）が、職務執行上支障があると認められる人

4 協議会を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 協議会開催中は、静粛に傍聴することとし、言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等これらに類するものは、使用できないよう電源を切っておくこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) はちまき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、協議会の支障となる行為をしないこと。

5 写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において会長の許可無く写真撮影、録画、録音等をすることはできません。

6 傍聴人の退場

傍聴人は、地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に係る事項の協議等、協議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場してください。

7 係員の指示

傍聴人は、協議会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴人が上記の事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができます。

令和2年度 地域活動サポートセンター運営委員会スケジュール

開催月	内 容
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱書交付 ・ 自己紹介 ・ 古賀市の高齢化等の状況について ・ 古賀市地域活動サポートセンターについて ・ 新型コロナウイルス拡大防止対策の取組について
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度から令和2年度の地域活動サポートセンターの事業、取組及び今後の展開について
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度から令和5年度に係る意見交換 ・ 第2層地域支え合いネットワーク意見交換会について
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年度のまとめ <p style="text-align: center;">テーマ：住み慣れた地域でともに支えあい、最期まで安心して暮らせるまちづくり</p>

*本計画は、新型コロナウイルス感染症拡大状況等によっては、変更を行うことがあります。

新型コロナウイルス対策

介護予防のために、あなたの「家トレ」を応援します

古賀市では、介護予防運動活動に家で行う運動「家トレ」を導入し、普及活動を行っています。市民の皆さんの「家トレ」をより充実させるために、「家トレ手帳」を発行し、「家トレ相談室」を開設します。また、YouTube チャンネル「古賀市家トレチャンネル」立ち上げ、すきま時間での家トレを応援しています。

「家トレ」とは5年後、10年後も今と変わらず、また今以上に元気に活動できる生活を可能にするため、普段の生活を見直して、無理なく運動を取り入れていく取り組みです。

■「家トレ相談室」

高齢者等の介護予防につながる運動が継続できるように、体力測定や日頃の運動のアドバイス等を行います。体力測定は定期的実施し、推移をみる事が非常に大事ですが、実施できる機会が少ないのが現状です。「家トレ相談室」では体力測定を気軽に行うことができます。

介護予防のための運動について気軽に健康運動指導士に相談でき、また、個人に対して一人ひとりに適した介護予防の運動を提案します。

日時：毎週火曜日（祝日除く）10時～16時

※事前予約制 ※無料 ※所要時間 20分

スタート：4月7日（火） 受付：4月1日（水）から

場所：地域活動サポートセンターゆい

内容：古賀市の健康運動士による体力測定、結果説明、ロコモ度テスト、運動の提案、運動の継続支援 など

対象：介護予防のための運動を始めたい、もしくは行っている古賀市民

※個人でもグループ（5人まで）でも利用できます。

■「家トレ手帳」 地域活動サポートセンターゆいで配布中

日々の運動、血圧、活動状況等を記録することで、運動の継続性を高め、日常の健康づくりに役立ちます。健康運動指導士などの専門職が家トレ手帳を見て助言を行うことで、健康意識の向上が期待できます。

■「古賀市家トレチャンネル」

YouTube を用い、すきま時間でできる5分から10分程度の動画を配信中。

内容は、簡単にできる筋トレ、脳トレ、ストレッチなどです。

【問い合わせ先】

古賀市役所 介護支援課 介護予防係

地域活動サポートセンターゆい

担当：大嶋 電話：092-941-6809

「家トレ」相談室のご紹介

皆さんのご自宅での運動を応援するために、「家トレ」相談室を開設しました。
 「家トレ」相談室では、介護予防のための運動に関することをどなたでも健康運
 動指導士に相談できますので、ぜひご利用ください。

運動に関するお悩み事

①家トレの成果
を知りたい！

②家トレ手帳を
使ってみたい！

③介護予防のために
運動を始めた！



「家トレ」相談室に
来ませんか？



健康運動指導士

健康運動指導士とは、
運動の専門家です。その人にあった
安全な運動を提案し、やり方を指導し
ます。

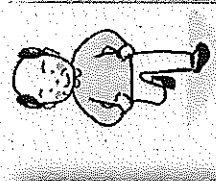
「家トレ」相談室

地域活動サポートセンター ゆい (サンコスモ古賀 隣)

☎092-941-6809

(毎週火曜日 祝日除く 10:00~16:00 要予約)

「家トレ」相談室では
次のことができます！



①体力測定・結果説明



③運動の提案

②運動の継続支援

1回約20分程度

何人でも
5名定員のグループでも
どなたでも対応いたします。

「お元気ですか」メッセージカード配布

地域活動サポートセンターゆい・古賀市社会福祉協議会・古賀市地域包括支援センター（寄って館）が連携し【「お元気ですか」メッセージカード】を作成し、見守り対象者に配布しました。

新しい生活様式における、高齢者を見守る新しい取り組みが広がっています。

■経緯・目的など

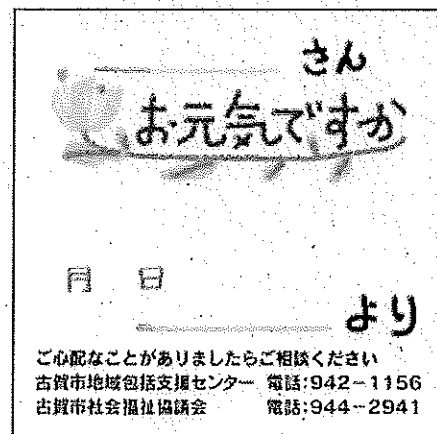
新型コロナウイルス感染症の影響下、【高齢者の見守りをこれからどう行うのか】という大きな課題に、地域も社協も包括も、それぞれが頭を悩ませていました。

- ・地域の見守りボランティアは「訪問など対面での見守り活動ができない」。
- ・社協が支援する福祉会の行事やサロンなど「公民館などでのつどいの活動もできない」。
- ・包括では窓口相談が減り、こちらから様子伺いの電話をかけると「オレオレ詐欺と間違えられる…」。

【こんな状況でも何かできることはないか…】と3者で協議し、「家の外から見守る新しいツールをつくろう！」「せめて小さなメッセージを込めよう！」「私たちが心配しています。見守っています。という想いを伝えよう！」「直接会えないから、郵便受けに入るメッセージカードをつくろう！」と、包括と社協の電話番号を入れた【「お元気ですか」メッセージカード】を作成し、5月中旬から見守り対象者に配布しました。

■実施内容・反響など

5月中旬より地域のサポーターや福祉員が独居高齢者など見守り対象者に配布。配布する人と受け取る人の名前を書き、伝えたいことをひとことカードに書いてチラシ等配布物に添えてポストインしました。配布後、受け取った方が届いたカードの裏に「元気ですよ！」とメッセージを書いて配った人の家に返事をされたり、「元気ですよ！」とお礼の電話があったなどという反応がありました。また、育成会と協力して、子どもたちからの励ましのメッセージを添えてカードの配布をした地域もありました。



【このピンチを逆に地域を繋げるチャンスに】【これからも人と人がつながる取り組みを】
新型コロナウイルス感染症の拡大防止から生まれた取り組みが、地域のつながりをよりあたたかいものにする事業へと広がっています。

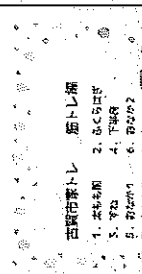
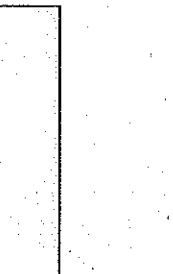
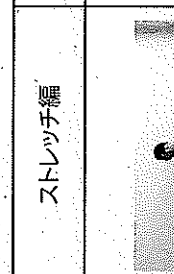
【問い合わせ先】

古賀市役所 介護支援課 包括支援センター係
担当：吉武 松島
電話：092-942-1156

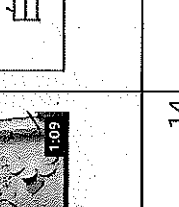
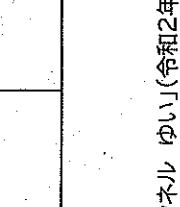
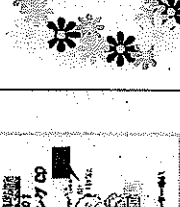
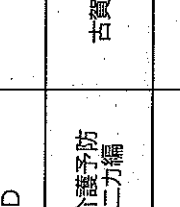
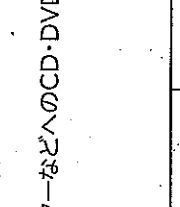
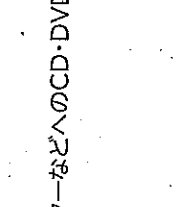
新型コロナウイルス感染症対策期間における介護予防のための取り組み

①介護予防運動及び音楽サポーターなどへのCD・DVDの配布

配布CD・DVD

		運動DVD	
音楽CD	古賀市 こまめ体操	古賀市家トレ 脳トレ編	古賀市家トレ 筋トレ編
タイトル			

②YouTube「古賀市家トレチャンネル ゆい」(令和2年3月13日開設)の動画

キャラクター編		脳トレ編		筋トレ編		ストレッチ編		お口の体操編		リズム体操編	
本数(計51本)	14	15	8	3	4	7					

○古賀市地域活動サポートセンター条例

平成14年3月29日

条例第3号

改正 平成18年3月31日条例第10号

平成28年3月30日条例第12号

(題名改称)

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項の規定に基づき、介護予防及び生活支援に資する事業を地域において実施し、もって高齢者等の健康の増進及び社会参加の促進を図るため、古賀市地域活動サポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(全改(平28条例第12号))

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 古賀市地域活動サポートセンター

位置 古賀市庄316番地

(改正(平28条例第12号))

(実施主体)

第3条 センターの事業の実施主体は、古賀市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると市長が認めた事業者に事業の全部又は一部を委託することができる。

(追加(平28条例第12号))

(事業の内容)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域における介護予防・生活支援に関すること。
- (2) 介護予防に資する人材育成に関すること。
- (3) 介護予防サポーターの活用に関すること。
- (4) 健康づくり、生きがい活動の支援及び世代間交流に関すること。
- (5) 短期の宿泊による高齢者等の交流に関すること。
- (6) 生活支援体制整備に関すること。
- (7) その他市長が特に必要と認めること。

(改正、繰下げ(平28条例第12号))

(職員等)

第5条 前条に規定する事業を実施するため、センターにコーディネーターその他必要な職員を置くものとする。

(追加(平28条例第12号))

(利用者)

第6条 センターの事業を利用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に居住するおおむね60歳以上の者

(2) その他市長が特に利用を認めた者

(改正、繰下げ(平28条例第12号))

(介護予防サポーター)

第7条 センターの事業を利用する者のうち、その事業を支援するために自らの技能を継続的に提供することを申し出、市に登録されたものを介護予防サポーターと称する。

2 センターの事業を利用する者のうち、センターに定期的に通所をするものは、前項の申出を行うよう努めるものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、センターの事業の実施に当たり、介護予防サポーターの技能の提供を受けるものとする。

(追加(平28条例第12号))

(利用の許可)

第8条 センターを利用しようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(繰下げ(平28条例第12号))

(使用料等)

第9条 前条の許可を受けた者は、別表に定める使用料及び規則に定める事業参加負担金を前納しなければならない。

(改正、繰下げ(平28条例第12号))

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(追加(平28条例第12号))

(利用の制限)

第11条 市長は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用を許可せず、若しくは許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物若しくは附属設備を破壊し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) センターの管理上支障があるとき。

(繰下げ(平28条例第12号))

(損害賠償)

第12条 センターを利用する者がその責めに帰すべき事由により、センターの建物若しくは附属設備を破壊し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(繰下げ(平28条例第12号))

(運営委員会)

第13条 センターの運営の適正化を図るため、古賀市地域活動サポートセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会は、委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(追加 (平28条例第12号))

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(繰下げ (平28条例第12号))

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日条例第10号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の古賀市地域活動サポートセンター条例の規定は、施行日以後の古賀市地域活動サポートセンター (以下「センター」という。) の事業の利用について適用し、施行日前のセンターの事業の利用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第8条の規定による許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条の規定の例により、申込みをすることができる。
- 4 市長は、前項の規定により申込みがあった場合には、施行日前においても、改正後の第8条から第11条までの規定の例により、その許可、使用料等の徴収及び利用の制限 (以下「許可等」という。) をすることができる。この場合において、これらの規定の例により許可等をされたときは、施行日においてこれらの規定により許可等をされたものとみなす。

別表 (第9条関係)

(全改 (平28条例第12号))

区分	金額
単日使用料	350円 (1回当たり)
宿泊使用料	1,000円 (1泊当たり)
備考 センターの事業に関して、個人に帰属する作品等を作成する場合の原材料費及び教材費並びに個人に係る保険料その他の費用については、必要に応じてその実費を別途徴収するものとする。	

○古賀市地域活動サポートセンター条例施行規則

平成28年3月30日

規則第9号

改正 平成30年3月14日規則第3号

古賀市介護予防・生きがい活動支援センター条例施行規則（平成14年規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、古賀市地域サポートセンター条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) センター事業 条例第4条各号に規定する事業をいう。
- (2) 短期宿泊事業 条例第4条第5号に規定する事業をいう。
- (3) サポーター 条例第7条第1項に規定する介護予防サポーターをいう。

（開館時間）

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

（利用の申請）

第5条 センター事業（短期宿泊事業を除く。）の利用をしようとする者は、利用しようとする日の7日前から利用しようとする日までの間に市長に申請しなければならない。

（繰上げ（平30規則第3号））

（利用の許可）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、正当な理由がない限り、これを許可するものとする。

（繰上げ（平30規則第3号））

（短期宿泊事業）

第7条 短期宿泊事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者相互及び高齢者と他世代間の交流の促進に関すること。
- (2) 高齢者の心身のリフレッシュに資すること。
- (3) 高齢者の共同生活体験に資すること。

2 短期宿泊事業は、2名以上で構成される団体を対象として行うものとする。

(繰上げ(平30規則第3号))

(短期宿泊事業の利用の上限等)

第8条 短期宿泊事業は、市長が特に認める場合を除き、1人につき1月当たり3泊を上限とし、その期間中サポーターの支援を受けることができる場合に限り利用することができる。

2 短期宿泊事業の利用期間は、利用を開始する日の午前10時から利用を終了する日の午前10時までの間とする。

3 短期宿泊事業の利用者の定員は、1日当たり10名とする。

(改正、繰上げ(平30規則第3号))

(短期宿泊事業の利用の申請)

第9条 短期宿泊事業を利用しようとする者は、利用しようとする日の7日前までに古賀市短期宿泊事業利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(繰上げ(平30規則第3号))

(短期宿泊事業の利用の許可)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、短期宿泊事業の利用の可否の決定を行い、古賀市短期宿泊事業利用許可(不許可)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、短期宿泊事業を利用しようとする者に次の各号のいずれかに該当する者が含まれると認めるときは、利用の許可をしないことができる。

- (1) 炊事、掃除その他自己の身の日常生活活動が困難である者
- (2) 継続的な医療上の措置が必要である者
- (3) その他短期宿泊事業を利用することが困難である者

(繰上げ(平30規則第3号))

(使用料等の納入)

第11条 条例第9条に規定する規則に定める事業参加負担金は、センター事業の利用に係る実費のうち、市長が認める費用とする。

2 使用料及び事業参加負担金(以下「使用料等」という。)は、市長が特に認める場合を除き、センターにおいて前納するものとする。

(繰上げ(平30規則第3号))

(使用料の免除)

第12条 センター事業を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、使用料を免除する。

- (1) 当該利用においてサポーターとしてセンター事業を支援しようとする者
- (2) 中学生以下の者

2 センター事業を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 当該利用において介護予防・生活支援に資する研修等を行う者
- (2) その他市長が特に認める者

3 前項に規定する使用料の免除を受けようとする者は、古賀市地域活動サポートセンター使用料免除申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、免除の可否を決定し、古賀市地域活動サポートセンター使用料免除決定(却下)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(繰上げ(平30規則第3号))

(使用料等の不還付)

第13条 既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力等利用者の責任によらない事由によりセンター事業が実施されなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(繰上げ(平30規則第3号))

(運営委員会の委員)

第14条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域における生活支援及び介護予防を推進する者
- (2) 地域支え合い協議体の委員
- (3) 介護保険事業に高い識見を有する者

(繰上げ(平30規則第3号))

(運営委員会の組織)

第15条 運営委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選により定める。
- 3 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(繰上げ(平30規則第3号))

(運営委員会の会議)

第16条 運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の

ときは会長の決するところによる。

(繰上げ(平30規則第3号))

(専門部会)

第17条 会長は、特に専門的な検討又は協議の必要があると認めるときは、運営委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を掌理し、部会における会議の経過及び結果を運営委員会の会議において報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(繰上げ(平30規則第3号))

(庶務)

第18条 センターの庶務は、保健福祉部介護支援課において処理する。

(繰上げ(平30規則第3号))

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(繰上げ(平30規則第3号))

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の古賀市介護予防・生きがい活動支援センター条例施行規則第9条に規定するセンター利用券及び第11条第1項に規定する活動支援券(兼)センター利用券は、平成28年3月31日をもって失効する。

附 則(平成30年3月14日規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

